

（仮称）市浦Ⅱ風力発電事業計画段階環境配慮書に対する
環境の保全の見地からの知事意見

1 総 論

（１）青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生制度を踏まえた対応

事業実施想定区域には、保安林、鳥獣保護区が存在しており、その大部分が「青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例」で定める保全地域に該当している。事業の実施に当たっては、同条例で定める地域区分を確認した上で事業計画の検討を進めるとともに、環境影響評価を実施しながら、十分な時間をかけて関係自治体及び周辺地域の住民等と良好な関係を構築し、自然・地域と再生可能エネルギーとの共生が図られた事業計画の検討を進めること。

（２）事業計画の検討及び見直し

本配慮書に対する環境の保全の見地からの意見を踏まえ、環境影響評価項目を適切に選定し、現地確認を含めた必要な情報の収集・把握を適切に行うこと。

それにより、環境影響の重大性の程度を整理した上で、環境影響を回避又は極力低減するよう事業実施想定区域を絞り込み、風力発電設備の配置等を適切に決定すること。

また、風力発電設備の配置等の決定に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、事業性を優先的に検討することがないよう、その検討過程を方法書以降の図書に記載すること。

事業実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

（３）累積的な影響

事業実施想定区域及びその周辺には、既存及び計画中的風力発電事業が多数存在していることから、これらの事業との累積的な環境影響が懸念される。このため、同区域及びその周辺の事業について十分に情報収集した上で、本事業との累積的な環境影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備の配置等を検討すること。

（４）関係機関等との連携及び地域住民等への説明

事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、関係市町村及び地

域住民等の意見を踏まえること。

また、事業実施想定区域及びその周辺における関係法令等による規制状況を踏まえて、関係機関等との調整を十分に行い、方法書以降の環境影響評価手続を実施するとともに、環境影響評価法で開催が義務付けられている説明会を活用するなどし、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明や意見交換を行うこと。

(5) 電子縦覧の継続

環境影響評価図書は、地域の環境を良好に維持する上で必要性の高い情報であり、また事業の透明性を高めるために、法令に基づく縦覧期間終了後も継続して公表に努めること。

2 各 論

(1) 騒音及び風車の影

事業実施想定区域及びその周辺には、0.5 km～ 1.0 km の範囲に住居等が多数存在していることから、施設の稼働に伴う騒音、振動及び風車の影が生活環境に重大な影響を及ぼすおそれがある。このため、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から十分離隔することなどにより、生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 水環境

事業実施想定区域及びその周辺には、河川が複数存在していることから、工事中の土砂及び濁水の流出等により、当該河川の水質（水の濁り）に影響を及ぼすおそれがある。このため、風車の配置や工事の計画を検討し、工事の実施に伴う水質への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、工事中の土工量を抑制し、かつ沈砂池を設置することなどにより、水質への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 動 物

ア 事業実施想定区域及びその周辺では、ヤマコウモリ、コヤマコウモリ等の生息が確認されていることから、事業実施により、これらのコウモリ類に重大な影響を及ぼすおそれがある。このため、複数の専門家から生態特性を聴取した上で、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、コウモリ類への影響を回避又は極力低減すること。

イ 事業実施想定区域は、市浦鳥獣保護区を包含し、その周辺には、重要野鳥生息地（IBA）、生物多様性の保全の鍵になる重要な地域（KBA）が存在しており、サシバ、

ハチクマ等の希少猛きん類が確認されているほか、ガン類、ハクチョウ類の渡り鳥の経路になっている可能性がある。このため、事業実施により、これら鳥類に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、鳥類にとって重要な地域であることを十分に留意し、情報収集や現地調査を行うこと。また、専門家から生態特性を聴取した上で、適切に調査、予測及び評価を行い、鳥類への影響を回避又は極力低減するよう風力発電設備の規模や配置等を検討すること。

ウ 事業実施想定区域には、既設の風力発電施設が存在し、その施設周辺でのバットストライク及びバードストライクの実態を把握できることから、その調査結果を踏まえて風力発電設備の規模や配置等を検討すること。

(4) 植 物

事業実施想定区域には、植生自然度の高いヒノキアスナロ群落（Ⅳ）、ヨシクラス等の植生が存在することから、工事の実施により、これらの植生に重大な影響を及ぼすおそれがある。このため、事業計画の具体的な検討に当たっては、同区域からこれらの植生エリアを除外すること。

(5) 景 観

ア 事業実施想定区域及びその周辺には、唐川城址展望台、靄山等の主要な眺望点が存在することから、風力発電設備の設置により、これらの眺望点からの眺望景観に重大な影響を及ぼすおそれがある。このため、現地調査により主要な眺望点からの眺望の特性等を把握した上で、フォトモンタージュ等を作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。

イ 事業実施想定区域周辺には、青森県景観条例に基づく「ふるさと眺望点」である史跡亀ヶ岡石器時代遺跡及び田小屋野貝塚が存在することから、これらを主要な眺望点に追加すること。また、これらは、世界文化遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産であり、両資産の周辺地域には緩衝地帯（つがる市景観計画の「特定景観地域」）が設定され、資産内や緩衝地帯には複数の視点場が設けられている。これら視点場からの眺望景観を維持することは、世界遺産の「顕著な普遍的価値」の持続的保護に繋がっていることを考慮し、風力発電設備の規模や配置等を検討すること。

(6) 人と自然との触れ合いの活動の場

事業実施想定区域には、大沼公園、十三湖一周コース（サイクリングコース）等

の人と自然との触れ合いの活動の場が存在している。風力発電設備の設置により、これら活動の場の利用環境に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、これらの活動の場の利用状況等を把握した上で、適切に予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、事業実施による影響を回避又は極力低減すること。

(7) その他

ア 事業実施想定区域は、四ツ滝山に連なる良好な自然環境とのバッファゾーンとしての役目を担っており、水源かん養保安林が存在している。保安林は公益目的を達成するため、特に重要な森林を指定しているものであり、事業実施に伴う樹木の伐採や土地の改変等により、保安林の機能低下を招くおそれがあるため、事業計画の具体的な検討に当たっては、その機能に影響を及ぼさないよう保安林を除外すること。

また、保安林が風力発電設備に隣接している場合や工事用資材の搬出入ルート沿いに存在する場合にも、尾根筋、風衝地等での樹木の伐採や土地の改変等により保安林の機能低下を招かないよう十分配慮すること。

イ 事業実施想定区域及びその周辺には、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、山地災害危険地区が存在することから、事業実施に伴う土地の改変等により、土砂災害を誘発するおそれがある。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、土砂の崩落又は流出の可能性の高い箇所の変更を回避するとともに、土地の改変量を可能な限り抑制し、周辺環境への影響を回避又は極力低減すること。

ウ 事業実施想定区域内には、国指定史跡である「山王坊遺跡」が存在しており、文化財保護法により現状変更が制限されていることから、風力発電設備の設置区域から除外すること。